

「みまもりあいプロジェクト」に関する協定書

大阪市中心区役所（以下「甲」という。）と、一般社団法人セーフティネットリンケージ（以下「乙」という。）は、「中央区地域福祉ビジョン」に基づく地域共生社会の推進にあたり、区内在住の高齢者、障がい者及びこども等（以下「対象者」という。）で行方不明になった者（以下「行方不明者等」という。）について、その生命及び身体安全確保のため、行方不明者等の早期発見及びその家族等の支援を行うことを目的として、市民主体型・多世代で見守り合うことができる「みまもりあいプロジェクト」について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が提供するICT（情報通信技術）ツール、具体的には、「地域共生支援アプリ」の「市民が無償で活用できる、地域の互助を頼ることができる、市民主体型の検索支援機能」に関して、甲が広報及び利用促進を図ることにより、「市民及び関係部署・協力機関」による「行方不明者等」の早期発見が、従来の見守り活動に付加する形で効果的に行われることを目的とする。

（役割）

第2条 みまもりあいプロジェクトを進めるにあたり、甲及び乙の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 甲は、「市民及び関係部署・協力機関」の協力により行方不明者等が早期に発見・保護されるよう、対象者やその家族等の利用の促進のための支援及びみまもりあいプロジェクトの広報に努めるものとする。また、乙が利用者や対象者に関係する団体、協力者等の意見を聴取する際、乙への協力に努めるものとする。
- （2） 乙は、「地域共生支援アプリ」の「市民が無償で活用できる、地域の互助を頼ることができる、市民主体型の検索支援機能」を中央区民が無償で利用できるよう提供し、円滑な運営を行うとともに、より効果的なサービス内容となるよう、甲及び利用者等の意見を聴取し、みまもりあいプロジェクトの改善に努めるものとする。
- （3） 乙は、みまもりあいプロジェクトの利用状況（アプリダウンロード数等）について、甲に対し、あらかじめ甲乙の合意内容に基づいて報告する。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、みまもりあいプロジェクトにより知り得た秘密について、第1条に定める目的以外に使用し、又はみだりに他人に知らせてはならない。この協定を解除した後

においても、同様とする。

(有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月末日までとする

- 2 前項の期間の満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも特段の申出がない場合は、有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(費用)

第5条 本協定における乙の役割にかかる費用は乙が、利用者負担が生じる費用は利用者が負担する。甲は「地域共生支援アプリ」にかかる費用は負担しない。

(協定の解除)

第6条 乙は、みまもりあいプロジェクトの実施が困難になったとき(第2条第2項及び第3項の役割が果たせなくなったときを含む。)は、その旨を文書で甲に提出することにより、この協定を解除することができる。

- 2 甲は、乙がこの協定に違反したとき又はみまもりあいプロジェクトの実施に当たり不適当な事由があると認めるときは、乙に対して通告することにより、この協定を解除することができる。

(協議)

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年3月17日

住 所 大阪市中央区久太郎町1-2-27
甲 大阪市中央区役所
中央区長 稲嶺 一夫

住 所 東京都新宿区南榎町54-305
乙 事業所名 一般社団法人セーフティネットリンケージ
代表理事 高原 達也